

安定的経営のために

当事務所では、経営者の皆さまに
「快適な職場づくり」のための
アドバイスをさせて頂いております。

安定的経営には、快適な職場環境が不可欠です。
快適な職場環境が、職場の信頼関係を築き
事業の成長へのエネルギーとなります。

「快適な職場づくり」の基本

- 労働条件を明確にすること
- 職場のルールを決めること
- 相互の信頼関係を築くこと

お気軽にご相談ください



経営者のための 雇用・労働相談



KST

こいけ社労士事務所
特定社会保険労務士 小池 修

〒261-0023 千葉県千葉市美浜区中瀬1-3
幕張テクノガーデンCB棟3階MBP内
TEL 043-330-3049 eFAX 043-332-8271
URL <http://www.koike-sr.jp>
Mail koike@sr-koike.com

快適な職場づくりを
とととん サポート

こいけ社労士事務所

こんなとき、ご相談ください

- 従業員を雇用したい
- 労働条件を決定・変更したい
- 職場のルールをつくりたい
- 助成金を申請したい
- 事務手続きを依頼したい



社会保険労務士とは？

社会保険労務士は、労働・社会保険に関する法律、人事・労務管理の専門家として、企業経営の3要素（ヒト・モノ・カネ）のうち、**ヒトの採用から退職までの人事・労務管理に関するエキスパート**です。

特定社会保険労務士 小池 修

昭和44年生まれ、山梨県甲斐市出身。
筑波大学大学院卒業後、旭硝子(株)に入社。
工場の製造部門の管理者として長く従事し、
生産現場の安全活動・職場改善に詳しい。
早期退職後、こいけ社労士事務所を開業。
安定的経営のための労務管理、トラブルを
予防する就業規則の作成を得意としている。
千葉県社会保険労務士会所属12140060号

業務内容

労働契約書の作成

従業員を雇用するときは労働契約書を作成することをお勧めします。労働契約は口頭でも成立しますが、その場合、契約した労働条件の内容について従業員との間でトラブルを招きやすく、従業員との信頼関係を損なってしまう恐れがあります。有期契約社員やパート社員を雇用するときは、特に注意が必要となります。

労働条件の決定

労働条件は人件費に直結するため、世間相場だけではなく、売上高も考慮して慎重に決定する必要があります。売上に対する人件費率が過大になると利益が圧迫されてしまいます。労働時間・賃金などの労働条件の不利益変更は容易にはできませんから、よくよく検討のうえ決定する必要があります。

就業規則・賃金規定の作成

就業規則は、労働条件及び服務規律を定めた社内ルールです。就業規則を作成することで労働条件が明確になり、従業員と信頼関係を築きやすくなります。また、万一トラブルが起こった場合、就業規則に従って対処することで、経営者さまは冷静な判断ができますし、従業員の皆さんからの納得も得られやすくなります。

助成金の提案

快適な職場づくりに雇用保険の助成金を活用する方法があります。非正規社員を正社員に登用する場合、新たに雇用した従業員を教育する場合などに受給できます。助成金について知らない、申請方法がわからなくてもご安心ください。当事務所が事業主さまにかわり助成金申請の一切を代行いたします。

社会保険の手続代行

社会保険の手続きは従業員さんの保険給付に影響しますので、正しく手続きしておくことが大切です。しかし、事務手続きを正しく行うためには一定の専門的知識が必要となりますので、専門スタッフをもたない事業主さまには負担になっているのではないのでしょうか。当事務所が書類の作成・申請を代行いたします。

